

# 熊本学園大学専門職大学院試験及び成績評価に関する規程

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この規程は、会計専門職研究科アカウンティング専攻の試験及び成績評価に関し必要な事項について定める。

### (単位の認定)

第2条 授業科目を履修し、試験等の結果による成績評価が合格と判定された場合、その科目所定の単位が認定される。

### (成績の評価方法)

第3条 成績の評価は、次のいずれかによる。

- (1) 総合評価 定期試験（追試験を含む。この条において以下同じ。）にその他の成績（臨時試験、臨時レポート及び平常の学習状況等）、あるいは出席状況などを加え総合的に評価
- (2) 試験評価 定期試験で評価
- (3) 平常評価 平常の学習状況などで評価

## 第2章 試験

### (試験の種類)

第4条 試験は定期試験及び追試験とする。

### (試験の実施方法)

第5条 試験は、筆記試験又はレポートにより行う。

- 2 試験の実施方法、期日等は、あらかじめ掲示又は印刷物等で発表する。

### (受験資格)

第6条 次の各号の一に該当する者は、試験を受けることができない。

- (1) 受験しようとする科目について履修届を提出していない者
- (2) 追試験において受験許可を得ていない者
- (3) 学生証を携帯しない者
- (4) 休学及び停学中の者
- (5) 所定の学費を定められた期日までに納入しない者

- 2 受験資格をもたない者の受けた試験は、これを無効とする。

### (レポート提出要領)

第7条 レポートの作成、提出にあたっては、科目担当者の指示に従わなければならない。

### (不正行為)

第8条 定期試験において不正行為をした者は、学則第32条により処分を受ける。

### (試験時間)

第9条 定期試験及び追試験の試験時間は、原則として60分とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、授業科目によっては、試験時間を変更して行うことができる。

- 3 第1項の規定にかかわらず、身体しょうがい等の学生の事情により、試験時間を延長することができる。

### 第3章 定期試験

#### (定期試験)

第10条 春学期及び秋学期の期末に定期試験を行う。

- 2 定期試験が行われる授業科目については、受験しなければ成績評価を受けることができない。

#### (定期試験の時期)

第11条 定期試験は、次の時期に実施する。

- (1) 春学期又は秋学期科目は、各期末
- (2) 通年科目は、秋学期末
- (3) 集中講義科目は、原則として授業の最終時限

### 第4章 追試験

#### (追試験)

第12条 次の事由により定期試験を受験できなかった者に対して追試験を行う。

事 由	証 明 書
病気又はけが	医師の診断書
公共交通機関の途絶又は延着	最寄駅の証明書
2親等内親族忌引	会葬状
災害等	被災証明書
その他特に大学が認める事由	事由書

- 2 追試験を認める日数、時限は当該事由に基づく必要最少限度とする。ただし、2親等内の親族の忌引にあつては、両親の場合は2日、兄弟姉妹及び祖父母の場合は1日とし、他に交通に要する日程を考慮する。

#### (追試験の受験手続)

第13条 追試験を受験しようとする場合は、次の期限までに、「追試験受験願」に前条に規定する証明書を添付して、大学院事務室に提出しなければならない。

- (1) 春学期又は秋学期試験期間に実施の授業科目の場合は、試験期間終了日の3日後まで(休日を除く)
- (2) 試験期間外に実施するもの及び集中講義で行う授業科目の場合は、試験日の3日後まで(休日を除く)

#### (追試験の受験許可)

第14条 追試験の受験許可は、研究科委員会が行う。

- 2 受験許可後において受験資格要件を欠くものと認められた場合には、受験許可を取消し、又は受験答案を無効とすることがある。

#### (追試験料)

第15条 追試験を受験する者は、別に定める追試験料を納入しなければならない。

#### (追試験の時期)

第16条 追試験は、定期試験終了後の一定期間に行うものとし、時期の発表は定期試験時間割の発表後

に行う。

- 2 追試験を受験しなかった者に対して、さらに追試験は実施しない。

## 第5章 成績評価

(成績評価の基準)

第17条 成績評価の基準は次のとおりとする。

判定	評価	基準
合格	S	該当科目の履修において、所期の目標をほとんど完全にもしくはそれを超えて達成し、特段に優れた成績を修めた。(100点法では90点以上に対応)
	A	該当科目の履修において、所期の目標をほぼ達成しているが、不十分な点がある。(80～89点に対応)
	B	該当科目の履修において、所期の目標に照らして妥当な成績を修めたが、不十分な点が目につく。(70～79点に対応)
	C	相当の欠点が見受けられるが、目標の最低限は満たしている。(60～69点に対応)
不合格	D	単位を与えるためには、さらに研究・調査が必要である。(60点未満に対応)
未受験	*	試験を受験しなかったもの

- 2 合格又は不合格で判定する科目については、合格をGと表示する。
- 3 認定した単位については、成績評価を行わずNと表示する。

(成績評価の表示及び発表)

第18条 成績評価は、前条に定める表記を使用して表示し、定められた期日に発表する。

(成績評価に関する調査)

第19条 履修届を提出し、かつ受験した科目の成績評価が成績表に記載されていない場合、又は成績評価について疑義がある場合は、調査を願い出ることができる。

- 2 成績評価に関する調査は指定期間内に大学院事務室に願い出るものとする。

(成績証明書の表記)

第20条 成績証明書は、次の表記を使用して表示する。

表記	基準
S	該当科目の履修において、所期の目標をほとんど完全にもしくはそれを超えて達成し、特段に優れた成績を修めた。(100点法では90点以上に対応)
A	該当科目の履修において、所期の目標をほぼ達成しているが、不十分な点がある。(80～89点に対応)
B	該当科目の履修において、所期の目標に照らして妥当な成績を修めたが、不十分な点が目につく。(70～79点に対応)
C	相当の欠点が見受けられるが、目標の最低限は満たしている。(60～69点に対応)
G	合格と判定された授業科目
N	本学入学前に修得した授業科目の単位又は他大学の大学院で修得した単位を認定したもの

(規程の改正)

第21条 この規程の改正については、研究科委員会の承認を得なければならない。

**附 則**

1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。